

【抜粋】

職障発 0930 第 1 号  
令和 3 年 9 月 30 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局  
障害者雇用対策課長  
( 公 印 省 略 )

「令和 3 年度地方障害者雇用担当官等オンラインヒアリング」の結果等を踏  
まえた、令和 3 年度下半期における障害者雇用対策関係業務について

(略)

4 共通事項、その他

カ 障害者雇用ビジネスへの対応

一部労働局から、管内で障害者雇用ビジネスが広がる中どう対応してい  
いか苦慮しているとの報告があった。これについて、管内当該ビジネスを  
運営する事業所情報を把握した場合は、可能な限り事業所訪問等を行い、  
実態を把握するとともに、労働者供給に該当する等の法令違反の疑いがある  
場合には、労働局の需給調整事業担当部署とも連携し、迅速に対応する  
こと。また、特段の法令違反の疑いがない場合であっても、事業内容によ  
っては、障害者雇用促進法の趣旨に照らし課題があると言わざるを得ない  
ケースも散見されるため、当該ビジネスを行っている事業者に対し問題意  
識を伝えること。さらに、当該ビジネスを利用している企業に対しても、  
折りを見て接触し、障害者雇用促進法の基本理念について理解を求めると  
ともに、その実現に向けて企業としての責務を果たす必要があることを伝  
えること。

なお、法令違反等の確認ができない場合には、必ずしも当該ビジネスの  
利用の可否そのものについて評価できるものではないこと。